

第38回（平成29年5月26日）

○福浦総務課長 定刻となりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員が御出席でございます。

以後の委員会の会議の進行につきましては、堀部委員長にお願いをいたします。

○堀部委員長 ただいまから、第38回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は7つです。

議題1「農水産業協同組合貯金保険法による貯金等に係る債権の額の把握に関する事務全項目評価書について」につきまして、大塚調査官から説明をお願いします。

○大塚調査官 「農水産業共同組合貯金保険法による貯金等に係る債権の額の把握に関する事務全項目評価書」につきましては、5月12日に開催されました第37回委員会において、農水産業協同組合貯金保険機構の職員に出席いただき、概要を説明いただいたところです。

本日は、この事務の全項目評価書について、承認をするかどうかを御審査いただくものです。

それでは、評価指針に定める審査の観点等に基づいた評価書の指針への適合性・妥当性について、事務局の精査結果の主な内容を説明させていただきます。

○堀部委員長 それでは、お願いします。

○事務局 1ページめくると目次がありますが、こちらの「全体的な事項」では、評価実施手続を適切に行っているか、特定個人情報を扱う事務の流れやシステムが具体的に記載されているかどうか。また「名寄せ検証用データ」や「本人確認情報照会結果ファイル」では、入手・使用、保管・消去等、特定個人情報ファイルの取扱いの場面やそのリスク対策について適切に記載されているかを審査し、いずれも「問題は認められない」または「該当なし」としています。

次の「評価実施機関に特有の問題に対するリスク対策」の審査については、21ページをご覧ください。1点目の「主な考慮事項（細目）」の74番では、組合や地方公共団体情報システム機構から特定個人情報を入手する際に、リスク対策が具体的に記載されているかなどの観点で審査し、「問題は認められない」としています。

所見としては、組合からの入手について、組合から電子記録媒体での入手においてはデータを暗号化すること、施錠できる搬送容器を利用して、セキュリティ等により搬送すること、授受簿により電子記録媒体の授受を管理すること、地方公共団体情報システム機構からの回線での入手について、専用回線のみを使用し、インターネットと接続していないこと等が具体的に記載されているとしています。

2点目の75番では、電子記録媒体の保管・消去におけるリスク対策が具体的に記載されているかなどの観点で審査し、「問題は認められない」としています。所見としては、管理者が施錠可能なキャビネットに保管すること、組合の破綻処理業務の観点から保有の必要性がなくなった時点又は名寄せの検証・補完が終了した都度、使用済みの媒体は、消磁、

上書き消去又は専用シュレッダーで破砕することにより復元困難な状態にすること等が具体的に記載されているとしています。

3点目の76番では、破綻処理業務において使用する端末装置等について、特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの対策が具体的に記載されているかなどの観点で審査し、「問題は認められない」としています。所見としては、住基ネット端末においては、ID及び生体認証により操作者を限定すること、特定個人情報ファイルを電子記録媒体に保存する際、管理者の許可を得て、立会人を設けること、破綻処理業務システムの端末装置等においては、ID及びパスワードで操作者が限定されていること、特定個人情報の電子記録媒体への書き出しを制御すること、ログイン・ログオフ時、又は業務終了後にハードディスク内のデータを消去する仕組みとしていること等が具体的に記載されているとしています。

続いて、22ページ上段の【総評】をご覧ください。これまでの主な考慮事項について、いずれの審査結果も問題は認められない又は該当なしということでしたので、総評として次の3点を記載しております。

1点目として、事務の内容や流れが具体的に記載されていること。2点目として、特定個人情報ファイルの取扱いのリスク及びリスク対策等が具体的に記載されていること。3点目として、評価実施機関に特有の問題である特定個人情報の入手等におけるリスク対策についても具体的に記載されていること。それぞれ特段の問題は認められないとしております。

続いて、下段の【個人情報保護委員会による審査記載事項】をご覧ください。審査記載事項の案として、4点記載しております。1点目として、リスク対策について、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること。2点目として、特定個人情報のインターネットへの流出を防止する対策については、評価書に記載されているとおり確実に実行する必要があること。3点目として、職員への教育・研修とともに、自己点検・監査の実施が重要であること。4点目として、情報漏えい等に対するリスク対策については、評価書に記載されているとおり確実に実行するとともに、平時のシミュレーションテストにおいて不断の見直し・検討を行うことが重要である。また、破綻時の取扱いについては通常実行されることがないため、破綻時に備えた継続的な教育・周知に努めることが重要であることを記載しております。

説明は、以上となります。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

本件につきましては、各委員に見ていただいておりますし、事務局で確認、チェックをしていただいておりますので、この評価書を承認することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

それでは「農水産業協同組合貯金保険法による貯金等に係る債権の額の把握に関する事務 全項目評価書」を承認することといたします。

事務局で、本日の承認を踏まえまして、評価実施機関が全項目評価書を適切に公表できるよう、引き続き必要な手続を進めてください。

○大塚調査官 農水産業協同組合貯金保険機構に対しまして、承認された旨及び承認後に評価書に記載すべき委員会の審査結果等について通知することといたします。

○堀部委員長 よろしく申し上げます。

次に、議題2「平成29年度検査計画について」につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 平成29年度の検査計画につきまして説明させていただきます。昨年度も平成28年度検査結果をホームページに公表しておりまして、本年度も平成29年度検査計画を定めるということでございます。

「1. 検査実施方針」につきまして説明させていただきます。行政機関等に対しましては、定期的な検査に関する規則に基づきまして、行政機関等が実施する個人番号利用事務について、検査を実施するという計画を考えております。地方公共団体等に対しましては、規模、特性及び事務の内容等を勘案の上、選択的に検査を実施することを計画として考えております。これらのほか、特定個人情報の漏えい事案等の報告等を踏まえまして、必要に応じて随時に検査を実施するというを考えております。

「2. 検査実施予定数」でございますが、行政機関等6件、地方公共団体等8件の合計14件ということで考えております。検査計画の説明につきましては、以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

丹野委員、お願いします。

○丹野委員 御説明ありがとうございます。

行政機関の定期検査については、おおむね2年という縛りになって、必要性、バランスを考えて行われることになると思いますし、特に、今、御説明がありました地方公共団体については対象数が非常に多くて、我々のリソースが限られている中で行うわけですから、先ほどの御説明のとおり、規模、属性というものを考慮してなされるということだと思います。さらに委員会には様々な情報が寄せられると思いますので、それを十分に活用して、慎重に機関を選定して検査を行う必要があります。加えて検査を行うに当たっては、是非とも効率的な検査を心掛けていただければありがたいと思っております。

以上です。

○堀部委員長 他にいかがでしょうか。

他に御発言がありませんので、検査の選定・実施に当たりましては、検査計画に基づきまして、計画的に検査を実施していただきたいと思います。

原案どおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

それでは、原案どおり決定します。

次に、議題3「官民データ活用推進基本計画に関する意見聴取について」につきまして、小川参事官から説明をお願いします。

○小川参事官 資料3について説明をさせていただきます。官民データ活用推進基本法でございますけれども、こちらについては、昨年12月に議員立法として公布、施行されたものでございます。

この法律に基づきまして、IT戦略本部の下に総理を議長とする官民データ活用推進戦略会議が設置されておりまして、政府、都道府県につきましては、官民データ活用推進基本計画を策定することが義務付けられております。

こちらの官民データ活用推進基本法21条第4項でございますけれども、この官民データ活用推進戦略会議が官民データ活用推進基本計画の案を作成しようとするときに、あらかじめ個人情報保護委員会の意見を聞かなければならないと定められておりますので、それに基づきまして意見を求められているというものでございます。

この意見の案につきまして、本日は御審議を頂ければと思います。こちらのページにございますが、まず、提示された官民データ活用推進基本計画の案につきまして「個人情報保護委員会による個人情報等の保護及び適正かつ効果的な活用に係る施策と連携しながら、個人情報保護法の規定に則った個人情報等の適正な取扱いが確保されるよう留意しつつ、推進を図る。」と定められておりまして、その内容については問題ないものかと思われま

す。

しかしながら、個人情報又は匿名加工情報、この個人情報等でございますが、それを含む官民データを取り扱う場合におきましては、次の2点に留意していただきたいということでございまして、1点目は(1)にございますように、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護するために、個人情報の保護に関する法律の規定に従い、個人情報等の適正な取扱いが確保されるようにすること。2点目でございますが、個人情報等の取扱いについては、当委員会による個人情報等の保護及び適正かつ効果的な活用に係る施策と十分に連携することというものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見ををお願いします。

嶋田委員、どうぞ。

○嶋田委員 私も一通り目を通しましたが、重点分野の設定から始まり、国民生活に関わる分野をきちんと設定して、非常に広範囲にわたって方向性を明記しているので、期待感は大いです。お話しいただいたとおり、個人情報の保護と利活用のバランスがきちんと

考慮しないと、国民の不安にもつながってしまって、実現をする上でいろいろな障害がでてきてしまうと思います。個人情報等、個人情報を含む官民データの活用の推進に関する具体的な施策の実施については、当委員会としても緊密な連携を各省庁と図って、国民の利益を守りつつデータの活用を進めていけるような社会にしていくという考え方で進めていくことが重要であると考えます。

○堀部委員長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

特に御発言がありませんので、官民データ活用推進基本法におきまして、政府全体の方針に協力しながら、当委員会としては独立した機関としての役割を果たすことが重要でありますので、嶋田委員が御指摘のとおり、バランスを考慮した取組を進めていきたいと思っております。

この案のとおり決定したいと思います。

事務局で、本日の取りまとめた意見につきまして、回答するための手続を進めていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○小川参事官 御審議ありがとうございます。

委員会の意見として適切な手続をとらせていただきます。

○堀部委員長 次に、議題4「改正個人情報保護法に基づく権限委任について」につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 資料4に基づきまして、改正個人情報保護法に基づく権限の委任について説明を差し上げます。資料4をご覧ください。

これまでの委員会でも説明させていただきましたとおり、改正個人情報保護法においては、政令で定める一定の事情がある場合には、報告徴収及び立入検査の権限を事業所管大臣に委任することができるとされてございます。

権限の委任が可能となる、政令で定める一定の事情といたしましては2つございまして、パラグラフの2つ目の①でございまして、緊急かつ重点的に個人情報等の適正な取扱いを確保する必要がある場合。または②でございまして、効果的かつ効率的に個人情報等の適正な取扱いを確保するために、事業所管大臣が有する専門的知見を特に活用する必要がある場合とされてございます。実際に個人情報保護委員会が権限を委任する場合には、委任しようとする事務の範囲及び委任の期間について、あらかじめ事業所管大臣に協議しなければならないとされてございます。

パラグラフの3つ目でございまして、権限の委任を受けた事業所管大臣は、当該権限を行使した際にはその結果について当委員会に報告するものとされてございまして、その報告については、当委員会が定める期間を経過するごとに行うものとされてございます。委任しようとする事務の範囲及び委任期間同様、個人情報保護委員会が当該報告の期間を定めるようとする場合には、あらかじめ事業所管大臣に協議しなければならないとされてございます。

上記の権限の委任に関する規定の趣旨、各事業所管大臣の体制等、第34回委員会でお示

しさせていただいた方向性並びに改正個人情報保護法施行令の規定に基づく事業所管大臣との協議の結果を踏まえまして、改正個人情報保護法の施行の時点においては、別紙のとおり、各事業所管大臣に委員会の権限を委任することといたしまして、また、報告の期間を定めることといたしたく存じます。

なお、これも繰り返しになりますけれども、改正個人情報保護法においては、各行政機関の長は「相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない」とされているところでございます。当委員会と事業所管大臣との間での漏えい等事案や権限行使に係る情報共有等についても、引き続き連携していくこととさせていただきたく存じます。

具体的な委任する事務の範囲や委任の期間、報告の期間については、別紙をご覧くださいければと思います。

説明は以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いします。

特に御質問がありませんので、事務局で各事業所管大臣への通知など所要の手続を進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

次に、議題5「情報セキュリティ関係機関との連携について」につきまして、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、資料5に基づきまして説明させていただきます。この議題におきましては、個人データの漏えい等の事案への対応に際しての情報セキュリティ関係機関との連携について御審議いただきたいと思いますと考えております。

まず、趣旨から説明させていただきます。個人情報取扱事業者は、個人情報保護法第20条に基づいて、取り扱う個人データの安全管理措置を講じなければならないということで、外部からの不正アクセス等の防止などの技術的な安全管理措置を講じなければならないということになっております。

さらに、個人データの漏えい等の事案が発生した場合につきましては、事実関係の調査、原因の究明並びに再発防止策の検討及び実施などについて必要な措置を講ずることが望まれるとともに、個人情報保護委員会等に速やかに報告するように努めることとされております。

他方で、企業等からの機密情報等の窃取を企図したサイバー攻撃は一層複雑化・巧妙化して、攻撃対象も拡大し続けているという現状がございます。

このため、個人情報取扱事業者により外部からの不正アクセス等による個人データの漏えい等の事案への対応が適切に実施されるよう、個人情報保護委員会事務局と情報セキュリティ関係機関との連携を以下のとおり実施したいということで考えております。

具体的な取組について、説明させていただきます。

まず、連携する情報セキュリティ関係機関の対象として、4つの機関と連携することを考えております。具体的には、一般社団法人のJPCERTコーディネーションセンター、

独立行政法人情報処理推進機構、国立研究開発法人情報通信研究機構、一般財団法人日本サイバー犯罪対策センターと連携することを考えております。

次に具体的な連携の内容につきまして説明をさせていただきます。1つ目に、個人情報取扱事業者の個別事案対応の支援ということで、外部からの不正アクセス等による個人情報の漏えい等の個別事案について、当該事案に係る個人情報取扱事業者の了解のもと、個人情報保護委員会事務局は、必要に応じて、それら J P C E R T 等の関係機関と情報を共有する、これを踏まえて、それら関係機関は、当該事案に係る個人情報取扱事業者に対し、原因究明や再発防止策の実施等に資する情報提供を行うなど、可能な支援を行っていただくという形で考えております。

続きまして、2つ目として平時からの情報共有ということで考えております。個人情報保護委員会事務局は、外部からの不正アクセス等による個人情報の漏えい等の事案の発生状況について、それら関係機関に対し適切に情報共有を行う。関係機関からは、最新の脅威情報やインシデント情報、暗号化技術の技術動向等について、個人情報保護委員会事務局に対し適切に情報共有を行うということを考えております。

3つ目として、個人情報取扱事業者等に対する情報発信を考えております。個人情報保護委員会事務局は、関係機関との情報共有により得られた知見について、関係機関の支援も得ながら、個人情報取扱事業者及び認定個人情報保護団体等に対して適切に発信するというを考えております。

4つ目に、関係省庁との協力ということで、個人情報保護委員会事務局は、関係機関との連携について、内閣サイバーセキュリティセンター、警察庁、総務省及び経済産業省等の関係省庁と協力して実施するということを考えております。

最後に、連携会議の設置ということで、円滑かつ効果的な連携及び協力の実施に資するよう、個人情報保護委員会事務局、関係機関及び関係省庁からなる連携会議を設置するといった連携の取組を考えております。

説明は以上でございます。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

宮井委員、どうぞ。

○宮井委員 御説明ありがとうございます。

5月30日の改正個人情報保護法の全面施行によりまして、当委員会も個人情報取扱事業者等への監督を行うことになるわけですが、昨今、世界中で増え続けているサイバー攻撃による個人情報の漏えい等の事案への対処に当たっては、ますますその手口が複雑化・巧妙化しておりますので、先ほど御説明がありましたけれども、専門的な知見を有する情報セキュリティ関係機関との連携がとても重要になると認識しております。

事務局におかれましては、ただいま御説明いただきました当連携の枠組みのもとに、関係機関、関係省庁と連携をして、しっかりと個人情報の漏えい等の事案に対応してほし

いと考えております。

○堀部委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

他に御発言がありませんので、本日説明がありました情報セキュリティ関係機関等との連携につきましては、原案のとおり決定したいと思いますですが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 ありがとうございます。

それでは、決定させていただきます。今後は事務局におきまして、当該連携の枠組みに基づいて、具体的な連携の取組を進めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、議題6「欧州評議会個人データの自動処理に係る個人の保護に関する条約（条約第108号）諮問委員会への当委員会のオブザーバー参加について」、事務局から説明をお願いします。

○事務局 欧州評議会個人データの自動処理に係る個人の保護に関する条約、いわゆる条約第108号、諮問委員会への当委員会のオブザーバー参加について説明いたします。

欧州評議会は、個人データの自動処理に係る個人の保護に関する条約、条約第108号を1980年に採択し、同条約の適用や改訂等につき提案を行う目的で諮問委員会が設置されております。諮問委員会参加国との関係構築等を念頭に、当委員会では諮問委員会に対しオブザーバー資格を申請しておりましたが、今般、全会一致で認められることとなりました。これを受けまして、来月19日から21日に、フランスのストラスブールにて開催予定の諮問委員会全体会合に、事務局職員が参加する予定であります。

以上です。

○堀部委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見を申し上げます。

大滝委員、どうぞ。

○大滝委員 今、お話がありました欧州評議会の条約108号諮問委員会については、これまでもオブザーバー参加について、各国からいろいろ参加の意向について関心があるということでも問われていたと思います。

今般、5月30日に改正個人情報保護法の全面施行という形で迎えるわけですが、オブザーバー参加が全会一致で認められたということについて、この委員会のプレゼンスを高めるという意味で、大変評価することができるのではないかと考えています。

もちろん、この後、引き続いて特にEUとの対話等を含めて、非常に関心が高い国境を越えたデータ流通の促進に向けて、さらに関係国と協調を進めていくということが期待されると思います。

○堀部委員長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

欧州評議会の条約第108号につきましては、昨年、この委員会ができたということもあり



ますが、諮問委員会のオブザーバー参加について手続をとりまして、今般、こういう形で認められたところであります。

この分野でも日本としてもプレゼンスを高めていきたいと思っておりますので、事務局等にもよろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

次に、議題7「その他」です。

委員の海外渡航についてですが、手塚委員、嶋田委員、丹野委員がそれぞれ6月上旬又は下旬に委員会用務外で渡航されるとのことです。

この海外渡航について承認してよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 海外渡航について承認されました。ありがとうございました。

本日の議題は以上です。

本日の会議資料につきましては、準備ができ次第、委員会のホームページで公表したいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○堀部委員長 そのようにさせていただきます。

本日の会議は閉会といたします。

今後の予定につきまして、福浦総務課長から説明をお願いします。

○福浦総務課長 次回ですが、調整のうえ、追ってご連絡させていただきます。

本日の資料は、ただいまの決定どおりに取り扱います。また、農水産業協同組合貯金保険機構の全項目評価書が承認されましたので、前回会議の提出資料でありました評価書を公表いたします。

本日は、以上でございます。

誠にお疲れ様でございました。ありがとうございました。